

自治基本条例の推進に向けた取組

令和6年3月更新

平成25年4月1日に施行した自治基本条例は、市民の皆さんが主役になってまちづくりを進めるための基本的な考え方やルールを定めたものです。

市は、自治基本条例を推進するために、様々な取組をしています。

【まちづくり推進審議会の設置】

自治基本条例の基本原則である、「参画と協働」による市政推進に必要なまちづくり施策について調査審議するため、平成26年4月に「まちづくり推進審議会」を設置しました。

○所掌事務

- ・参画と協働の推進に必要な制度及び施策に関すること。
- ・市内でまちづくり活動を行う団体等への支援の審査及び支援制度に関すること。
- ・その他参画と協働の推進に関し市長が認める事項

○審議会委員（令和3年度）

- ・学識委員 1名
- ・各種団体選出 6名
- ・公募委員 3名
- ・中間支援 1名

○開催状況

開催年度	開催日	主な協議内容等
平成26年度 (5回)	平成26年6月16日(月)	・参画と協働のまちづくりガイドラインの改訂について ・まちづくり活動補助金審査
	平成26年10月6日(月)	
	平成26年11月25日(火)	
	平成27年2月19日(木)	
	平成27年3月20日(金)	
平成27年度 (5回)	平成27年7月7日(火)	・地域自治協議会のあり方、制度設計について ・まちづくり活動補助金の課題及び必要性について ・まちづくり活動補助金審査
	平成27年8月28日(金)	
	平成27年9月30日(水)	
	平成27年11月2日(月)	
	平成28年2月9日(火)	
平成28年度 (2回)	平成28年6月27日(月)	・地域自治協議会の認定方法について ・まちづくり活動補助金審査
	平成28年11月28日(月)	

開催年度	開催日	主な協議内容等
平成29年度 (3回)	平成29年6月29日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域自治協議会モデル事業の検証及び本格実施に向けた制度設計について ・まちづくり活動補助金審査
	平成29年10月26日(木)	
	平成30年2月15日(木)	
平成30年度 (4回)	平成30年6月7日(木)	
	平成30年10月16日(火)	
	平成30年12月25日(火)	
	平成31年2月28日(木)	
令和元年度 (4回)	令和元年6月6日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域自治協議会モデル事業の効果の確認について ・地域自治協議会運営マニュアル等について ・まちづくり活動補助金審査
	令和元年8月30日(金)	
	令和元年11月12日(火)	
	令和2年2月25日(火)	
令和2年度 (4回)	令和2年8月27日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・自治基本条例に基づく取組の検証について ・まちづくり活動補助金審査
	令和2年10月29日(木)	
	令和2年12月24日(木)	
	令和3年3月8日(月)	
令和3年度 (4回)	令和3年7月9日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・自治基本条例に基づく取組の検証について ・まちづくり活動補助金審査
	令和3年10月11日(月)	
	令和3年12月21日(火)	
	令和4年2月22日(火)	
令和4年度 (4回)	令和4年6月24日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民主体のまちづくり活動活性化方策について ・まちづくり活動補助金審査
	令和4年8月29日(月)	
	令和4年10月31日(月)	
	令和5年2月17日(金)	
令和5年度 (3回)	令和5年7月24日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・西脇市参画と協働のまちづくりガイドラインの見直しについて ・地域自治協議会事業一括交付金の分配方法の見直しについて ・市民主体のまちづくりに関する啓発方法について ・まちづくり活動補助金審査
	令和5年10月26日(木)	
	令和6年2月6日(火)	

【庁内推進体制の確立】

条例の適正な運用を図り、実効性を高めるため、平成26年4月、市役所の内部組織として自治基本条例推進本部を設置しました。

○体制（令和3年度現在）

本部：本部長（市長）、副本部長（副市長）、本部員（教育長、技監、部長級）

幹事会：幹事長（都市経営部長）、幹事（まちづくり課長、秘書広報課長、各部総務担当課長、会計管理者、監査・公平委員会事務局長、議会事務局事務局主幹）

○開催状況

年度	開催回数		主な内容
平成26年度	本部会議	1回	<ul style="list-style-type: none"> ・参画と協働のまちづくりガイドライン改訂版について ・審議会等の会議の公開及び会議の公表に関する指針、審議会等の委員の公募に関する指標について
	幹事会	2回	
平成27年度	本部会議	1回	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会等の会議の公開及び会議の公表に関する指針、審議会等の委員の公募に関する指標について ・地域自治協議会について ・審議会等の開催状況について
	幹事会	2回	
平成28年度	本部会議	2回	<ul style="list-style-type: none"> ・自治基本条例の進捗状況について ・地域自治一括交付金モデル事業（案）について ・審議会等の開催状況について
平成29年度	本部会議	2回	<ul style="list-style-type: none"> ・自治基本条例の進捗状況調査の実施について ・地域対策委員制度の現状と課題について ・審議会等の開催状況について
平成30年度	本部会議	1回	<ul style="list-style-type: none"> ・地域自治一括交付金について ・地域対策委員制度の運用について ・審議会等の開催状況について
令和元年度	本部会議	2回	<ul style="list-style-type: none"> ・中間支援事業について ・西脇市自治基本条例の検証の実施について ・審議会等の開催状況について
令和2年度	本部会議	2回	<ul style="list-style-type: none"> ・西脇市自治基本条例に基づく取組の検証の実施について ・地域自治協議会ハンドブック等の発行について ・審議会等の開催状況について
令和3年度	本部会議	1回	<ul style="list-style-type: none"> ・西脇市自治基本条例に基づく取組の検証について ・審議会等の開催状況について

令和4年度	本部会議	1回	・審議会等の開催状況について
令和5年度	本部会議	1回	・審議会等の開催状況について

【自治基本条例が委任した制度等の制定状況】

自治基本条例	内容	制度等
第9条	(参画と協働の推進) 参画と協働に必要な <u>制度及び施策を講ずる。</u>	参画と協働のまちづくりガイドライン改訂【H27.3改訂】
第10条	(参画の制度) 市民生活に重大な影響を及ぼす政策について、 <u>別に定めるところにより</u> 、市民に意見を求める。	市民意見提出手続きに関する規則の制定【H27.4施行】
自治基本条例	内容	制度等
第11条	(審議会等の運営) <u>委員を原則市民から公募</u> <u>会議は原則公開</u> <u>開催情報、会議の記録等を公開</u>	審議会等の会議の公開及び会議に公表に関する指針の制定 審議会等の委員の公募に関する指針の制定【H27.10施行】
第25条	(総合計画) 基本構想については、 <u>別に定めるところにより</u> 、議会の議決を経る。	地方自治法第96条第2項による西脇市議会において議決すべき事件を定める条例 (総合計画基本構想を追加) 【H25.3施行】

【参画と協働のまちづくりガイドラインの改訂】

「参画と協働」は自治基本条例に定められた基本原則の一つ（第4条）です。

西脇市は平成17年3月に「参画と協働のまちづくりガイドライン」を策定し「参画と協働」を市政運営の柱として取り組んできました。10年が経過し、この間の取組を検証すると共に、今後の本市の取組の方向性を示すことにより、参画・協働をさらに推進するために、平成27年3月に改訂版を策定しました。

【地域自治協議会設置の推進】

条例の第14条に「地域自治協議会」に関して規定しています。

少子高齢化、人口減少が進む中で、安全・安心な豊かで住みよい地域社会をつく

っていくためには、身近な課題はできるだけ市民に近いところで主体的に解決し、地域の特性を生かした地域づくりを進めていく必要があります。

地域自治協議会は、市内の8地区において、地域の全住民を対象に、個人や各種団体等が構成員となり、地区まちづくり計画等に基づく地域課題の解決に向けた取組などを行政と連携して実施する公共的な団体です。

平成27年度からこの組織のあり方について「西脇市まちづくり推進審議会」において検討を行い、市長が各地区に出向き自由に意見交換を行う「まちかどミーティング」においても市民の皆さんと地域自治協議会をテーマに意見交換を行いました。

令和4年3月現在、「津万地区（令和元年度設立）」「比延地区（平成29年度設立）」「芳田地区（令和3年度設立）」「黒田庄地区（平成29年度設立）」で地域自治協議会が組織されており、引き続き設立支援を行います。